

宮 監 査 発 第 3 号
令和6年12月18日

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町監査委員 新 祖 章



宮代町監査委員 川 野 武 志



定例監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を下記のとおり提出する。

記

1 監査実施日及び監査対象

実 施 日	対 象
10月18日（金）	総務課、福祉課、住民課、環境資源課
10月25日（金）	まちづくり建設課（上下水道室）、議会事務局
11月15日（金）	健康介護課（健康増進室）、子育て支援課、 教育推進課（教育総務担当、学校教育担当）、企画財政課
11月20日（水）	健康介護課（高齢者支援担当、介護保険担当） 教育推進課（生涯学習室）、税務課
11月22日（金）	会計室、町民生活課
11月27日（水）	郷土資料館（現地視察）、まちづくり建設課（上下水道室を除く）、産業観光課

2 監査方法

令和6年度事業の実施状況等について、事務が適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、提出された資料を基に担当職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。

3 監査事項

▼全課室局（上下水道室を除く。）

- （１）歳入確保のための取組みについて
- （２）歳出削減のための取組みについて
- （３）住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- （４）事務の合理化及び効率化への取組みについて
- （５）滞納整理及び債権管理並びにこれらに係る各課室間の連携について
- （６）一者随意契約の内容とその理由について（１０万円以上）
- （７）収入事務について
- （８）令和６年度重点事業及び新規事業の進捗について
- （９）第５次総合計画前期実行計画に掲げられた事業の進捗について
- （１０）町内業者への発注状況について

▼上下水道室

- （１）歳出削減のための取組みについて
- （２）住みよい環境づくり及び町民サービス向上に向けた取組みについて
- （３）事務の合理化及び効率化への取組みについて
- （４）県内同規模自治体との経営状況、事業概況の比較分析について
- （５）近隣市町との上下水道料金の比較分析について
- （６）固定資産管理台帳について
- （７）施設の更新計画について
- （８）企業債の償還状況について
- （９）有収率向上のための取り組みについて
- （１０）一者随意契約の内容とその理由について（１０万円以上）
- （１１）契約事務について
- （１２）町内業者への発注状況について

4 監査結果

監査事項について審査したところ、いずれの事務事業においても、概ね適正かつ効率的に行われており、順調に実施されていると認める。しかしながら、収入事務について、宮代町会計規則（昭和６２年宮代町規則第８号）第８条に「歳入徴収権者は、別に納期限の定められているものを除き、（中略）納入の通知をする場合においては、当該通知をする日から起算して１５日以内においてその期日を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、多くの課室で１５日を超える期日を定めて納入通知書を発行していた。これについては、今後、早急な改善が必要と認められる。